

志免町子ども未来プロジェクト 子ども・子育て支援事業計画

ダイジェスト版

[平成27年度～平成31年度]



平成27年3月

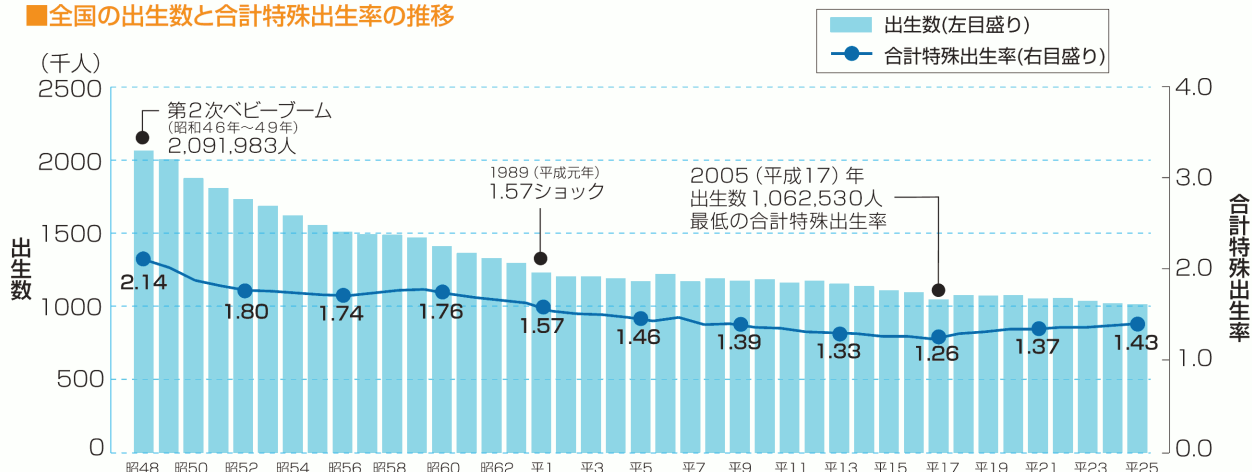
志免町

本計画は、「次世代育成支援対策行動計画」の基本理念である「伸びる力 育む心を育めるまち」を継承するものとし、「子どもと家族の個性と多様性が尊重され、ゆたかな交流と生活体験を通して子ども一人ひとりが伸びる力を培っていく町をつくる」ことを目指すものです。

平成元年に合計特殊出生率が1.57を示して以来わが国の少子化は急激に進展しており、平成17年には初めて総人口が前年を下回り、合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録するという、予想以上の少子化の進行がみられました。その後、合計特殊出生率は回復傾向を示しており、平成25年は1.43となったものの、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率2.08を大きく割り込んでおり、依然として少子化が進行しています。

このような少子化の進行は、将来の社会経済全体に重大な影響を与えることが危惧されています。同時に、核家族化や地域社会の変容、高齢化の進行など、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、安心して子どもを生み育てられ、健やかに子どもが育つことのできる環境の整備が最重要課題となっています。

■全国の出生数と合計特殊出生率の推移

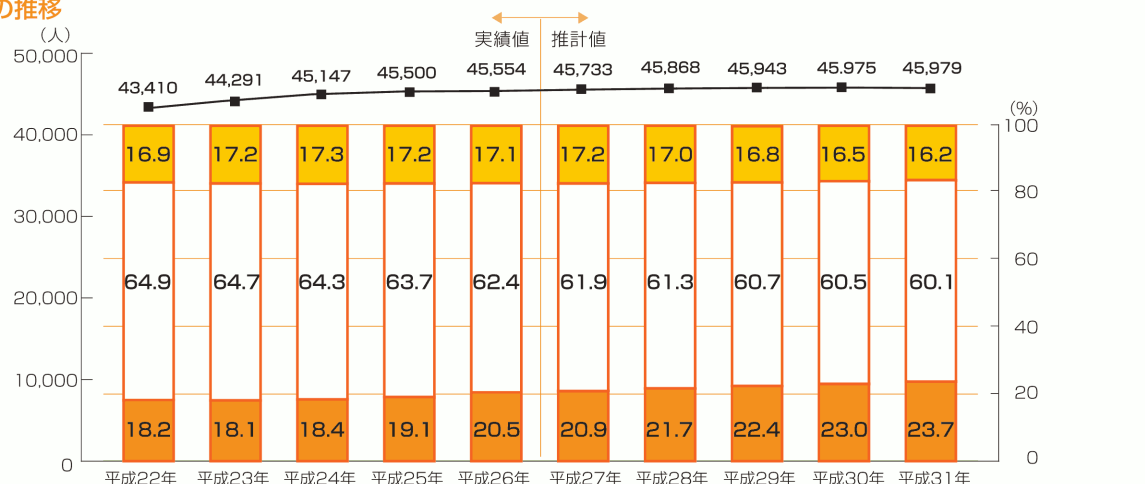


注) 合計特殊出生率とは15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数である。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

志免町の総人口は、平成22年では43,410人でしたが、平成26年では45,554人と5年間で2,144人増加しています。しかし今後の推計では、5年後の平成31年には45,979人とほぼ横ばいの状態になると見込まれています。

■人口の推移



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	7,338	7,625	7,823	7,833	7,789	7,858	7,802	7,740	7,591	7,459
15～64歳	28,174	28,646	29,012	28,981	28,442	28,318	28,103	27,894	27,804	27,636
65歳以上	7,898	8,020	8,312	8,686	9,323	9,557	9,963	10,309	10,580	10,884
総人口	43,410	44,291	45,147	45,500	45,554	45,733	45,868	45,943	45,975	45,979

資料：平成22～26年 住民基本台帳(各年4月1日現在) 平成27～31年 コーホート変化率による推計値(国ワークシートに基づき算出)

子ども・子育て支援については、何よりもまず、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子ども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばせることが重要です。そのためには、子育てに直接にかかわる家族が安心して子どもを生み、育てる環境の整備が必要であり、子どもと家族を取り巻く地域社会の支援が必要です。

計画の位置づけ

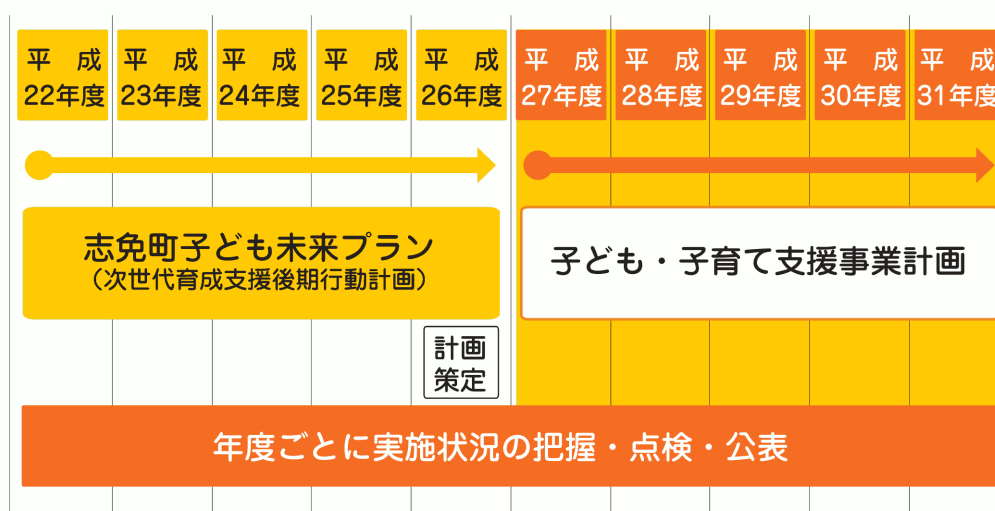
本計画は、子ども・子育て支援法第2条を踏まえ、第61条第1項に基づき策定するものです。志免町では、本計画を「志免町次世代育成支援行動計画」を継承する計画として位置づけます。

また、志免町の最上位計画である「第5次志免町総合計画」の政策目標「未来の担い手と共に育つまち」の実現を図る部門別計画として、「子どもの最善の利益」を守ることを基本として策定します。同時に、「志免町男女共同参画行動計画」、「志免町障害者プラン」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、本計画における施策を推進していくものとします。



本計画の期間は、子ども・子育ての新制度がはじまる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

計画の期間



■町民、行政、事業者による連携した取り組みの充実

本計画で示した諸施策を確実に実施し、子どもの伸びる力と育む心を支える町を実現するためには、理念や施策等に対する理解を浸透させ、子育て支援課、学校教育課、健康課、福祉課等の関係各課による「子どもの権利及び子ども施策推進会議」を開催し、志免町における子どもと子育てに関する施策の一層の推進を図ります。同時に、地域社会全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援していくために、町民、行政、保育園・幼稚園、学校、子育て支援ボランティア団体、事業者などによる連携した取り組みの推進を図ります。

■計画の進捗状況の管理・点検と評価体制の整備

本計画に基づく各施策・事業の実施にあたっては、住民のニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう、適宜見直しを行います。毎年、計画に基づく施策・事業の進捗状況を把握し、その結果を「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」へ報告し、同審議会において点検と評価を行うとともに、その結果を公表します。

また、見直しにあたっては、PDCAサイクル(計画－実施－評価－改善検討)の実効性を高めるため、個別事業の進捗状況に加え、基本目標ごとに利用者の視点に立った成果指標を設定して点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

計画の推進に向けて

目標

I

子どもの伸びる
力を支える

II

安心して子育てが
できるよう子育て
家庭を支援する

III

家庭と社会参画の
両立を支援する

IV

子どもの視点に
立った地域社会を
つくる

施策の方向

① 子どもの権利の周知と理解

② 子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

③ 次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発

④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実

⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進

① 子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実

② 家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実

③ 援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援

④ 男女がともに子育てに参加することができる環境整備

① 就業に関する情報と学習の場の提供

② 教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

① 子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進

② 子どもの年齢に応じた居場所づくり

③ 地域全体での子育て支援の充実

④ 子どもの安全・安心の確保

基本的施策

(1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実

(2) 子どもの権利相談の充実

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

(2) 子どもの体験活動の充実

(1) 思春期教育における心と体の教育の拡充

(2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

(1) 子ども・青少年相談窓口の充実と情報提供

(2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実

(3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

(1) 療育・相談体制の充実

(2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実

(3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実

(4) 社会参加、交流活動の推進

(1) 健康診査・予防接種の充実

(2) 医療体制の充実

(3) 安心快適な出産・育児への支援

(1) 情報提供の機会の拡充

(2) 学習機会と内容の充実

(3) 子育てに関する相談体制の充実

(1) 経済的支援事業等の周知

(2) 援助を必要とする家庭への支援

(1) 男性の子育てに関する意識啓発

(2) 企業・事業所への意識啓発

(1) 就業に関する情報と学習の場の提供

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実

(2) 学童保育の充実

(3) 乳幼児一時預かり等の実施

(1) 地域での子育て支援活動の充実

(2) 子ども会育成会への支援

(1) 子どもの居場所づくり

(2) 保育園、小・中学校の地域開放

(3) 町民図書館等の充実

(1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加

(2) 子育てに関するボランティアの活動支援

(1) 子どもの安全を確保するための環境整備

(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画策定審議会では、志免町次世代育成支援後期行動計画の実施状況を点検して評価するとともに、これからの子ども・子育て支援を総合的・体系的に推進するためのより効果的な施策について議論を重ねてきました。その結果、本計画において特に重点的に取り組むべき課題を次のように定めます。

(1) 子どもの権利の周知と理解

子どもの権利を保障することは、子ども・子育て支援の基本です。子どもが権利の主体として認められている社会においては、子どもは他者の存在を尊重し、自他の権利を保障するために支援を求める力や社会の一員としての規範意識を育むことができます。

継続的に子どもの権利の周知と理解の促進に努め、子ども・子育て支援を充実させます。

■主な事業

- 子どもの権利条例に基づく行動計画の推進
- 子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進
- 学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進
- 子どもの権利相談体制の充実
- メディアリテラシー教育の充実
- 学校教育における男女平等教育の推進

(2) 教育・保育事業や学童保育の充実

多様化する家族の形やライフスタイルに対応した実効性の高い子育て支援を目指しています。共働き家庭やひとり親家庭が増加しており、就労する保護者と子どもへの教育・保育事業の拡充が求められています。保護者が育児に専念できる場合でも、育児の不安や負担の解消のために、子育てに関する情報提供と相談体制の充実や一時預かり等の支援が必要とされています。

家庭の状況、障がいの有無など個別の実情に合わせて、すべての子どもが安心して過ごすことができる支援体制の整備と充実が求められています。そのため、教育・保育事業および学童保育事業は、単なる量の拡大にとどまらず、さらなる質の向上を図り、より一層充実していきます。

■主な事業

- 施設型教育・保育事業の充実
- 地域型保育事業の充実
- 障がい児保育の充実
- 幼児期の教育・保育の質の向上
- 学童保育の充実
- 子育て支援に関する情報提供の拡充
- 子育て支援センターの設置

(3) 子どもの年齢に応じた居場所づくり

子どもは成長過程において失敗を含めた様々な実体験から多くのことを学ぶものです。思春期を迎えると、家族よりも同世代の友人や保護者以外の大人との交流を求めたり、自分自身に向き合う一人で過ごす時間を大切にしたりすること多くなります。スマートフォンの普及は進み、インターネット上だけの人間関係やゲームなど仮想化された世界で過ごす時間が長くなっています。子どもののびやかな育ちを支えるために、子どもが、保護者以外の大人も含めた緩やかな見守りの中で、自分の意思でチャレンジしたり、息抜きできたりする場の整備や機会の提供を図ります。

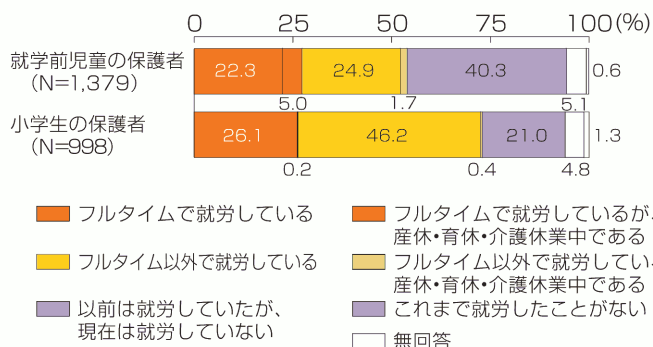
■主な事業

- 子ども会育成会の自主的活動の支援
- 配慮を必要とする子どもへの地域での活動支援
- 子どもの遊び場の充実
- 子どもが利用しやすい町民図書館等の充実
- 地域住民の子育て参加の拡大
- 図書館ボランティアの育成
- 子どもが自由に遊べる場（プレーパーク）
- 子どもの遊びを支える大人を増やす

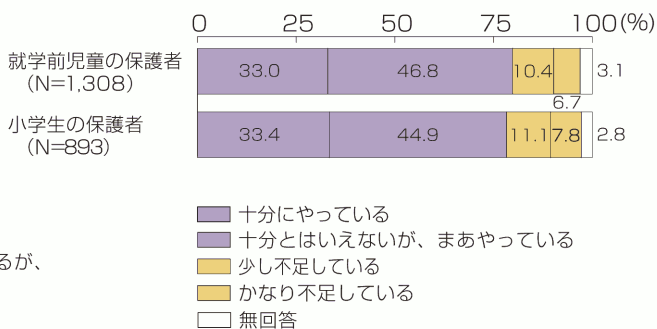
母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が27.3%、『フルタイム以外で就労』が26.6%、『就労していない』人が45.4%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が26.3%、『フルタイム以外で就労』が46.6%、『就労していない』人が25.8%となっています。母親が子どもの年齢に合わせて、就労を中断したり、時間制約の少ないパート就労をする様子がうかがえ、母親のみに育児と仕事の両立が求められる状況が依然として続いています。

父親の育児参加は、『やっている』が就学前児童の保護者でも小学生の保護者でも約8割になっています。

■母親の就労状況（就学前児童・小学生の保護者）

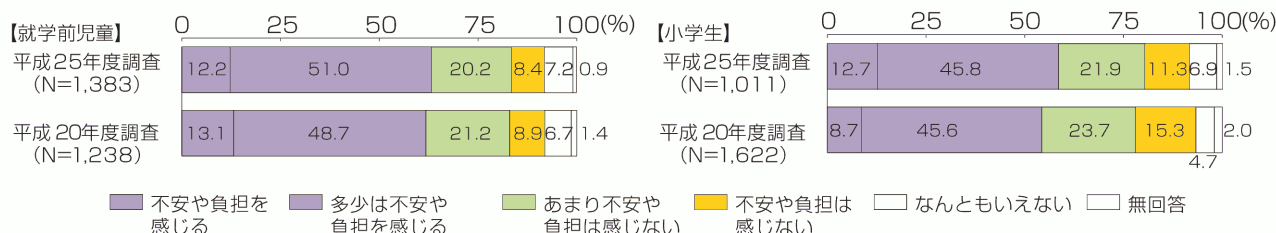


■父親の育児参加（就学前児童・小学生の保護者）



就学前児童、小学生の保護者のいずれも子育てをするうえで不安や負担を『感じる』人が6割程度となっています。また、どちらも前回調査に比べてやや高くなっています。子育てに関する不安感や負担感は、子どもの発育や発達、学習、親子や友だちとの人間関係など多岐にわたることから、引き続き取り組みを進める必要があります。

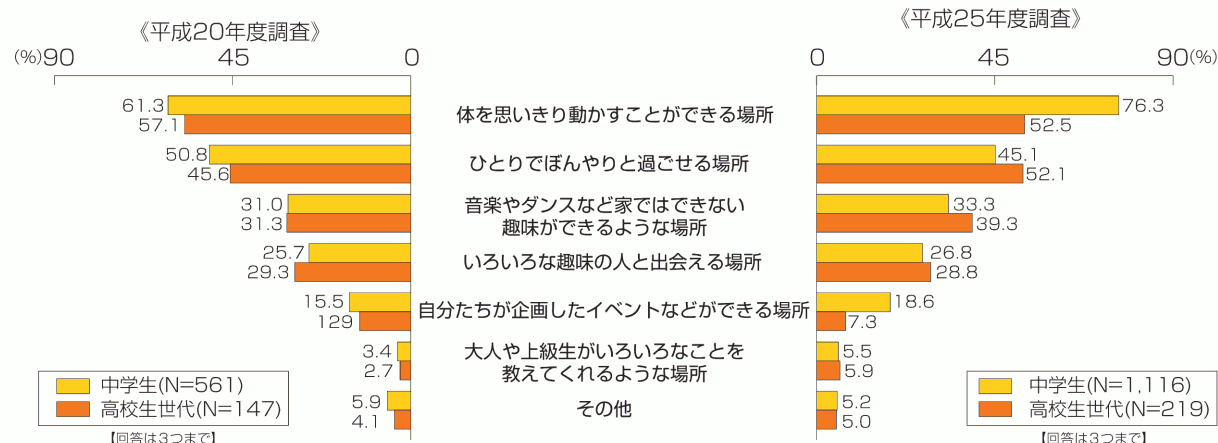
■子育ての不安や負担感（就学前児童・小学生の保護者）



注) 図表中のNは、設問の全対象者を示しています。

自由な時間を過ごすのにあればいいと思う場所については、中学生、高校生世代では「体を思いきり動かすことができる場所」や「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」が高くなっています。自分一人で独自の時間を過ごす子どもがある程度いることがうかがえます。

■自由な時間を過ごすのにあったらいい場所（中・高校生世代）



調査対象者：保護者 0歳から小学6年生までの子どものいる家庭3,500世帯
 調査の概要 小・中・高校生世代 小学5～6年生、中学1～3年生、16～18歳までの2,800人
 調査期間：平成26年1月8日～1月23日

志免町の子育て家庭を支えます

ファミリー・サポート・センターしめ

【連絡先】

場所 志免町大字志免 451-1
総合福祉施設シーメイト1階

電話・FAX 092-937-0235

「ファミリー・サポート・センターしめ」は、子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けをしたいという人との有償で会員制の援助活動組織です。

会員になってご利用ください。

<具体的な援助の内容>

1. 保育施設への送迎
2. 保育施設の保育開始前および終了後の援助
3. 学校の放課後、学童保育終了後の援助
4. 子どもが軽度の病気など臨時的突発的な場合の援助
5. その他センターの趣旨に適合していると認められる援助

子育てほっとライン

子育てに迷ったとき、1人で悩んでいませんか？

総合福祉施設シーメイト内に、子育て中の保護者の悩みや相談に応じる「子育てほっとライン」を設置しています。

お気軽にお電話ください。

【連絡先】

場所 志免町大字志免 451-1
総合福祉施設シーメイト1階

電話 092-937-0232

●相談受付日・時間

火・木曜 9:00~16:00

教育なんでも相談

【連絡先】

場所 志免町役場3階
教育相談室

電話 092-936-4154 (よいこよ)

●相談受付日・時間

月曜~金曜 8:30~17:00

子どもの教育に関する保護者の方のご相談や、児童・生徒の皆さんの"悩んでいること、心配なこと"を直通の電話や面接で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

来室の場合は、事前にご連絡のうえお越しください。

子どもの権利相談室 (スキッズ)

子どもの権利侵害に対する、速やかで適切な救済と回復を支援するため子どもの権利救済委員(子どもの権利相談室)を設置し、電話や面接で相談を受け付けています。大人も子どもも相談できます。お気軽にご相談ください。

【連絡先】

場所 志免町大字志免 451-1
総合福祉施設シーメイト1階

電話 0120-928-379

FAX 092-935-1750

●相談受付日・時間

火・木曜 13:00~19:00

土曜 10:00~17:00

子どもの居場所「リリーフ[Relief.]」

【連絡先】

場所 志免町坂瀬21-1
坂瀬共同利用施設

電話 092-577-4098

●相談受付日・時間

月曜~金曜 13:00~18:00

土・日曜、祝日 10:00~16:30

中高校生世代の子ども達が、自分らしさを大切にしながら、自由に活動し、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所です。中高生世代であれば、誰でも自由に利用できます。

発行 志免町 編集 子育て支援課 〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

電話 092-935-1001 (代表) FAX:092-935-2697 E-mail:kosodate@town.shime.lg.jp

※計画書は、役場情報コーナー、図書館、シーメイト、子育て支援課に置いてありますので、ご覧ください。

表紙画：吉原安南さん(志免中央小学校3年)